

改正女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画策定等の手順

パワーハラスメント防止対策、改正育児・介護休業法等

参加無料

個別相談会

令和4年4月1日より、「改正女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出等の義務の対象が、常時雇用する労働者数301人以上の事業主から**101人以上の事業主に拡大**されます。**対象となる事業主**は、**施行日までに行動計画の策定・届出等及び情報公表の取組を行っていただく必要があります。**については、**その取組方法等に関する個別相談会**、また併せて、同じく令和4年4月1日からの「パワーハラスメント防止対策」の全面適用及び「育児・介護休業法」の改正施行に関する個別相談会を開催します。

【広島会場】広島合同庁舎2号館7階 共用5号会議室（広島市中区上八丁堀6-30）10:00~16:00

②の日程のみ、会場が広島合同庁舎2号館5階 特別会議室になります。

①	令和3年11月9日（火）	⑥	令和4年1月20日（木）
②	令和3年11月24日（水）	⑦	令和4年2月8日（火）
③	令和3年12月7日（火）	⑧	令和4年2月24日（木）
④	令和3年12月23日（木）	⑨	令和4年3月8日（火）
⑤	令和4年1月11日（火）	⑩	令和4年3月24日（木）

【福山会場】福山労働基準監督署 会議室（福山市旭町1-7）10:30~15:00

①	令和3年11月18日（木）	②	令和4年2月17日（木）
---	---------------	---	--------------

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

・・・お問い合わせ・申込方法（参加申込書：締切 各回の7日前）・・・

広島労働局雇用環境・均等室 あてにFAX・郵送 等でお申し込みください。なお、受付票の送付等は行っておりませんが、定員に達した場合は連絡いたします

※「働き方改革推進支援センター」の専門家が対応します。

相談の内容(複数可) 該当に○	1.改正女性活躍 推進法	2.パワーハラスメント 防止対策	3.改正育児・ 介護休業法	4.働き方改革・業務改善 助成金など(※)
希望参加日・時間 (いずれか希望の1回 を記載)	参加希望会場、希望日 (上記会場、日程①~⑩)を記載		希望時間(広島会場:希望に○)	
	希望時間(福山会場:希望に○)			
	広島会場:	10:00~10:50		10:30~11:20
	福山会場:	11:00~11:50		11:30~12:20
		13:10~14:00		13:20~14:10
	14:10~15:00		14:10~15:00	
	15:10~16:00			
事業所名			企業全体 労働者数	人
所在地・連絡先			TEL()	-
			FAX()	-
参加者	所属・役職等		お名前	

●ご記入いただいた個人情報は、本相談会の利用のみとし、それ以外の目的では利用いたしません。

広島労働局 雇用環境・均等室 FAX: 082-221-2356

(〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL: 082-221-9247)